

## 障害者診断書・意見書の作成について(じん臓機能障害)

### 【障害固定とみなす要件】

○手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後、「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。

※ただし、以下の場合、その限りではない。

〈例外1〉じん臓移植を行い、かつ、抗免疫療法を開始した場合

→抗免疫療法開始直後から申請可能

### 【検査所見】

○内因性クレアチンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度については、透析療法を実施する前のものであること。

○eGFRの検査を実施している場合は、診断書1枚目⑤総合所見等に記載すること。

○内因性クレアチンクリアランス値の「検査未実施」又は「測定不能」の場合は、その旨診断書余白へ記載すること。

○内因性クレアチンクリアランス値及び血清クレアチニン値以外の各検査項目は、診断年月日から6ヶ月以内の検査所見であること。

### 【認定基準】

○医師必携を参照して下さい。

### 【その他特記事項】

○平成30年4月1日付け、じん臓機能障害に関する認定基準に改正がありました。詳細は医師必携を確認してください。